

教育委員会所管施設のネーミングライツパートナー審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会所管施設のネーミングライツパートナー優先交渉権者の選定を厳正かつ公平に行うため、教育委員会所管施設のネーミングライツパートナー審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(対象施設)

第2条 対象施設は、別記1に定めるとおりとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 評価基準に関すること。
- (2) 応募内容の審査に関すること。
- (3) 優先交渉権者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 生涯学習部次長
- (3) 生涯学習部管理課長
- (4) 戸井教育事務所長
- (5) 恵山教育事務所長
- (6) 榎法華教育事務所長
- (7) 南茅部教育事務所長
- (8) 生涯学習部生涯学習文化課長
- (9) 生涯学習部スポーツ振興課長
- (10) 生涯学習部文化財課長

2 委員の任期は、所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、生涯学習部長とする。

3 副委員長は、生涯学習部次長とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員長、副委員長、生涯学習部管理課長、対象施設所管課長が出席しなければ開くことができない。ただし、委員長、副委員長および生涯学習部管理課長がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

4 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として非公開とする。

6 委員長は、議決に必要な事項を記載した書面を各委員に配布しその賛否を確認することをもって、委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会の運営において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部管理課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

別記1（第2条関係）

・函館市中央図書館ほか4施設（函館市千歳図書室，函館市港図書室，函館市湯川図書室，函館市旭岡図書室）

- ・函館市北洋資料館
- ・函館市公民館
- ・函館市青年センター
- ・函館市民会館
- ・函館アリーナ
- ・函館市亀田交流プラザ
- ・千代台公園野球場
- ・千代台公園陸上競技場
- ・千代台公園庭球場
- ・函館市民プール
- ・千代台公園弓道場
- ・函館フットボールパーク
- ・函館市西桔梗野球場
- ・函館市南茅部スポーツセンター
- ・函館市南茅部プール
- ・函館市南茅部運動広場
- ・函館市臼尻スキー場
- ・五稜郭公園トイレ（兵糧庫前，裏門橋前）
- ・函館市縄文文化交流センター
- ・函館市大船遺跡（管理棟）
- ・函館市垣ノ島遺跡（管理棟・体験棟）
- ・根崎公園ラグビー場
- ・根崎公園野球場
- ・根崎公園アーチェリー場
- ・函館市戸井西部総合センター
- ・函館市戸井総合学習センター
- ・函館市戸井生涯学習センター

- ・ 函館市榎法華総合センター
- ・ 函館市南茅部総合センター
- ・ 函館市恵山総合体育館（恵山運動広場を含む）
- ・ 四稜郭内トイレ
- ・ 志海苔館内トイレ